

堺幼保運第136号
令和2年4月8日

各施設長様

堺市子育て支援部
幼保推進課長
幼保運営課長

緊急事態宣言の発令に伴う対応について（要請）

平素は本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本日、国において、新型コロナウイルス感染拡大を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これを受け、大阪府知事から、大阪府全域を対象に「緊急事態措置」が発出され、不要不急の外出は控えるよう強く求められるとともに、各企業においても、営業の自粛や在宅勤務なども行われています。

このような状況の中、堺市内の各保育施設等については、適切な感染防止策を講じたうえで継続して保育を実施しておりますが、保育体制の確保・維持が困難となる恐れもあることから、下記のとおり要請します。

なお、保護者の方への対応につきましては、丁寧な説明を行い十分に理解が得られるようご留意ください。

記

1. 保育の実施にかかる要請内容

仕事を休んで家にいることが可能な場合や、家庭での保育が可能な場合は、保護者に対して登園自粛の協力をお願いしてください。

2. 要請対象期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで

※ 期間の延長等については、今後の状況等によりあらためて通知します。

3. 感染防止対応等の徹底について

保育を実施する際には、手洗いやマスクの着用を含めた咳エチケットの徹底、こまめな換気などの感染症予防を徹底し、子ども達に安心安全な保育の提供を行っていただくようお願いいたします。

4. 保育料について

3月に引き続き、4月1日から5月6日までの期間に、1日以上、家庭保育へ協力（登園自粛）していただいた家庭について、保育料を日割計算にて減額します。

（手続き等については、後日、改めて通知します。）

【問い合わせ先】

堺市子ども青少年局子育て支援部

・保育料に関すること

幼保推進課 調整係

直 通 072-228-7173

E-mail : yohosui@city.sakai.lg.jp

・保健衛生に関すること

幼保運営課 指導係

直 通 072-228-7231

E-mail : yohoun@city.sakai.lg.jp